

議案第 3 号

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年7月13日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関する規定を整備しようとするものである。

